

法務省民二第1435号

平成19年7月17日

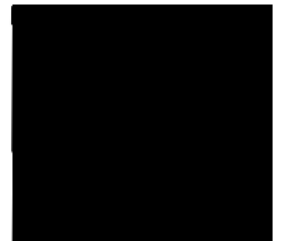
法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受けるために農林水産大臣が発行する証明書の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり農林水産省農林水産技術会議事務局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



19農会第607号

平成19年7月9日

法務省民事局長 殿

農林水産省農林水産技術会議事務局長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受け
るために農林水産大臣が発行する証明書の様式について（照会）


独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律
（平成18年法律第26号）の施行及び平成15年9月財務省告示第610号の改正
に伴い、登録免許税法施行規則（昭和42年省令第37号）第4条の5に基づき指定
された農林水産大臣が発行する証明書の様式を別添様式のとおりとしたいので、登記
手続上これで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方
お取り計らい願います。

登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

茨城県つくば市観音台3丁目1番1
独立行政法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理 事 長 

別紙記載の不動産は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の19の2の項の第3欄の第1号に規定する不動産に該当することを証明願います。

番 号
年 月 日

上記のとおり別紙記載の不動産は、登録免許税法別表第3の19の2の項の第3欄の第1号に規定する不動産として相違ないことを証明します。

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印

(別紙)登記事項の内容

1. 土地

(別紙)

1. 土地

所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類

(注)1. 「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。
2. 「権利の種類」欄は、所有権、地上権又は貸借権、質権又は(根)抵当権の別を記載する。

2. 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	権利の種類

(注)1. 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。
2. 「権利の種類」欄は、所有権又は貸借権の別を記載する。

登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

茨城県つくば市観音台3丁目1番1
独立行政法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理 事 長 XXXXXXXXXX

別紙記載の不動産は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の19の2の項の第3欄の第2号の規定に基づき、平成15年財務省告示第610号（以下「告示」という。）別表の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の項の第3欄に規定する登記に該当することを証明願います。

番 号
年 月 日

上記のとおり別紙記載の登記は、告示別表の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の項の第3欄に規定する登記として相違ないことを証明します。

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印

(別紙)登記事項の内容

1. 土地

(別紙)

1. 土地

登記の目的 及び原因	登記権利者	登記義務者	所 在	地 番	地 目	地 積

(注)「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

2. 建物


登記の目的 及び原因	登記権利者	登記義務者	所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積

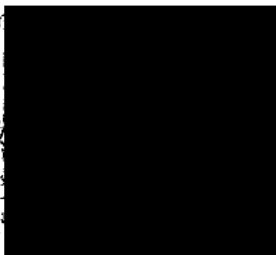
(注)「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

法務省民二第1434号

平成19年7月17日

農林水産省農林水産技術会議

事務局長  殿

法務省民事局長 倉吉 敬 

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受けるために農林水産大臣が発行する証明書の様式について（回答）

平成19年7月9日付け19農会第607号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。